

令和5年5月23日

令和4年度給付金支給対象者様

羽島市長

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について（ご案内）

食費等の物価高騰に直面し、影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、下記のとおり給付金を支給します。（この案内は申請不要で給付金を受け取ることができる方に送付しています。）

記

1 支給対象者

令和4年度中に実施した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」を羽島市から受給した方

※支給にあたって、申請は不要です。

2 給付額

令和4年度給付金の支給算定対象となった児童1人につき一律50,000円

3 支給時期

令和5年5月31日(水)に、令和4年度給付金を支給した口座に振り込みます。

4 その他

下記に該当される場合は、各届出書等を令和5年5月26日(金)までに羽島市役所子育て・健幸課へご提出ください。

○給付金の支給を希望しない場合

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）受給拒否の届出書」

○口座を解約等しており、給付金の支給に支障がある場合

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書」

※届出書の様式は羽島市ホームページからダウンロードできます。

※裏面もご覧ください。

【お問い合わせ・提出先】

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

羽島市役所 子育て・健幸課 手当係（1階30番窓口）

TEL：058-392-1111（内線2525）

～大切なお知らせ～



令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金を
申請不要で受け取れます！

1. 支給対象者

**令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金
(前回の給付金)の支給対象者**であった方

(※申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方)

(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

2. 支給対象児童

令和4年度給付金の支給算定対象児童（2004年(平成16年)4月2日から2023年(令和5年)2月28日生まれの児童（障害児は2002年(平成14年)4月2日生まれ以降））

3. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

4. 支給の手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **令和5年5月31日(水)**に、**令和4年度給付金を支給した口座**に振り込みます。（※振込通知書等は発送しませんので、通帳の記帳等でご確認ください。通帳への記載は「ハシマシコソダテキユウフ」になります。）

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 令和4年度給付金の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。
- ※ 給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。（1人の児童について二重に受給した場合など）

* お問い合わせは下記までお電話ください。

■ **羽島市役所**
子育て・健幸課 手当係
058-392-1111（内線2525）
（受付時間：平日8:30～17:15）

「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。